

# 外国人のあらたな 就労制度について

- 特定技能と就労への変更 -



2019年12月18日 (水) 於:全理連ビル9階 会議室

行政書士 張建紅

張建紅行政書士事務所



- 一、特定技能の運用状況
- 二、特定技能制度の概要
- 三、試験・就労変更に注意点
- 四、其の他

色変更・音声読み上げ・ルビ振り

♠ トップページ

サイトマップ

業務支障情報

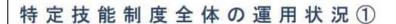
ENGLISH

トップページ > <u>法務省の概要 > 各組織の説明 > 外局 > 出入国在留管理庁 > 新たな外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組(在留資</u> 移行を希望する令和2年春卒業予定の留学生の皆様へ

#### 特定技能への移行を希望する令和2年春卒業予定の留学生の皆様へ

- 留学生の方が卒業後に特定技能への移行を希望する場合,卒業時期(1月~3月)に在留資格 変更許可申請が集中することが見込まれるため、早めの申請を心掛けるよう留意願います。
- 各地方出入国在留管理局・支局(空港支局を除く)では、「留学生の就職支援に係る専用窓口」 を設置していますが、令和元年12月1日から令和2年3月31日までの間、当該窓口を拡充し、事 前予約の有無にかかわらず、特定技能への移行に向けた相談を受け付けるとともに、申請書類の 事前点検を行っています。留学生を採用する企業の方や留学生が在籍する学校関係者の方等か らのご相談にもご利用いただけますので、ぜひご活用ください。
  - ※対応日時や、予約する場合の連絡先についてはこちらをご確認下さい。
- なお、申請に必要な書類については、特定技能所属機関(雇用先)によって異なりますので、以 下の特定技能への在留資格変更許可申請に係る提出書類一覧・確認表(留学生用)に基づき、書 類を準備してください。

#### 張建紅行政書十事務所



出入国红田自全心 Immigration Services Agency of Japan 出入国在留管理庁

## 特定技能外国人の許可状況等について(令和元年11月末現在:速報値)

① 在留資格認定証明書交付

交付 675件

② 在留資格変更許可

許可 676件

③ 登録支援機関登録

登録 3,210件

許可

④ 特例措置としての「特定活動」

832件 (未交付含む)



#### 許可件数等の内訳



#### 特定技能在留外国人数(令和元年10月末現在:速報値)

特定技能 1号在留外国人数 597人 ■特定技能在留外国人数 在架数 19人 700 介護 597 ビルクリーニング 5人 600 素形材産業 76人 産業機械製造業 4 111人 500 5 電気·電子情報関連産 9人 400 281 6 建設 造船·舶用工業 23人 300 219 8 自動車整備 3人 200 9 航空 人 120 10 宿泊 9人 100 20 34 農業 124人 0 12 漁業 4人 13 飲食料品製造業 148人 6 A\* 1 A\* 6 A\* 0 A\* 0 A\* 38人9 14 外食業

# 政府の外国人労働者受け入れ見込み(14業種、政府の試算)

受け入れ見込み数	初年度 (2019年度)	今後 <b>5</b> 年間 (19~23年度)	人材不足の見込み数 現時点 <del>- う 5年後</del>	
介護業	5000人	5万~6万人	6万人	30万人
ビルクリーニング業	2000~7000人	2万8000~3万7000人	5万人	9万人
素形材産業	3400~4300人	1万7000~2万1500人	3万人	6万2000人
産業機械製造業	850~1050人	4250~5250人	1万2000人	7万5000人
電気·電子 情報関連産業	500~650人	3750~4700人	7000人	6万2000人
建設業	5000~6000人	3万~4万人	2万人	21万人
造船·舶用工業	1300~1700人	1万~1万3000人	6400人	2万2000人
自動車整備業	300~800人	6000~7000人	1600人	1万3000人
航空業	100人	1700~2200人	1400人	8000人
宿泊業	950~1050人	2万~2万2000人	3万人	10万人
農業	3600~7300人	1万8000~3万6500人	7万人	13万人
漁業	600~800人	7000~9000人	5000人	2万人
飲食料品製造業	5200~6800人	2万6000~3万4000人	4万3000人	7万3000人
外食業	4000~5000人	4万1000~5万3000人	25万人	29万人
合計	3万 ~4万 2800 <sup>~</sup> 7550人	26万~34万 2700~5150人	58万 6400人	145万 5000人

張建紅行政書士事務所

#### 特定技能制度全体の運用状況② 出入国在留管理庁 (8) igration Services Agency of 特定技能試験等の実施状況について(令和元年11月末現在。各試験実施機関のウェブサイトを参考に作成したもの。) 医施場所(実施月) 今後の実施予定(注1) (フィリビン) 2019年4月, 5月, 6月, 7月 (フィリピン) 2019年12月, 2020年1月 8月, 9月, 10月, 11月 (技能試験) (技能試験) (カンボジア) 2019年12月, 2020年1月 2019年9月, 10月, 11月 2019年10月, 11月 (カンボジア) 1,440人(注2) 607人 (注2) (インドネシア) 2019年12月, 2020年1月 介護 (インドネシア) (日本語試験) (日本語試験) (ネパール) 2019年12月, 2020年1月 (ネパール) 2019年10月, 11月 (モンゴル) 2019年12月 1,459人 (注2) 631人 (注2) (モンゴル) 2019年11月 (日本国内) 2019年12月 2019年10月, 11月 (日本国内) 2019年12月 (ミャンマー) ビルクリーニング (日本国内) 2019年11日 (注2) (注2) (日本国内) 2019年12月 造船·舶用工業 (フィリピン) 2019年11月 (注2) (注2) 自動車整備 (フィリピン) 2019年12月, 2020年1月 (空港グランド (フィリピン) 2019年11月 (注2) (注2) ハンドリング) (日本国内) 2019年11月 (航空機整備) 2019年10月 34人 8人 (モンゴル) (ミャンマー) 2019年10月 728人 宿泊 1,280人 (日本国内) 2020年1月 (日本国内) 2019年4月. 10月 (耕種農業) (フィリピン) 2019年10月, 11月 (注2) (注2) (フィリピン) 2019年12月, 2020年1月 (畜産農業) (フィリピン) 2019年12月, 2020年1月 (フィリピン) 2019年10月, 11月 (注2) (注2) 2019年12月 (日本国内) 2019年10月 (フィリピン) 飲食料品製造業 626人 (注2) 433人 (注2) (フィリピン) (日本国内) 2020年2月 2019年11月 2019年12月 (フィリピン) (カンボジア) (フィリピン) 2019年11月 2020年1月 外食業 2,194人(注2) 1.546人(注2) (日本国内) 2019年4月, 6月, 9月, 11月 (日本国内) 2020年2月 (フィリピン) 2019年4月, 5月, 6月, 8月, 9月, 10月, 11月 2020年1月 (フィリピン) 国際交流基金 (カンボジア) 2019年10月 (カンボジア) 2020年1月 2019年10月, 11月 日本語基礎テスト (インドネシア) 649人 (注2) 267人 (注2) (インドネシア) 2020年1月 (ネパール) 2019年10月, 11月 (ネパール) 2020年1月 (モンゴル) 2019年11月 (注1) 12月以降の実施予定は変更され得る (注2) 10月以降に実施された介護(技能試験及び日本語試験)、ピルクリーニング、造船・舶用工業、航空(空港グランドハンドリング)、農業、飲食料品製造業、 外食業及び国際交流基金日本語基礎テストの受験者数及び合格者数は、未発表のため各者数の累計値に含んでいない。 20



# 特定技能試験の実施状況

- ①実施なし(5分野) 素形材産業、産業機関製造業、 電器・電子情報関連産業、建設、漁業
- ②海外のみの実施(3分野) 自動車整備、農業、造船
- ③海外・日本国内の実施(6分野) 介護、ビルクリーニング、航空、宿泊、 飲食料品製造業、外食業

張建紅行政書士事務所

7





# 特定技能1号の受入れ機関になれますか?

- ◎病院
- ◎不二家
- ◎マクドナルド
- ◎ファミリーレストラン
- ◎セブンイレブン
- ◎コンビニ
- ◎旅館江戸駒
- ◎民泊
- ◎ホテル・旅館業
- ◎日本海
- ◎木口総合保全(株)

ć

#### 張建紅行政書士事務所



# 日本国内の受験者/合格者数

- 1、外食業(11月まで):4458/2792
- 2、宿泊(日本国内のみ):1042/643

(38)

3、介護:1440/607 +1459/631

(介護技能評価試験)(介護日本語評価試験)



在留資格「特定技能」の創設等を目的とした「出入国管理及び難 民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」が成立。 2018年12月14日公布、2019年4月1日施行

●特定技能外国人の受入れに関する運用要領

(法務省・出入国在留管理庁)

- (①在留資格, ②産業分野, ③求められる人材
  - ④関係行政機関の調整. ⑤制度運用事項)
- ●第1号特定技能外国人支援に関する運用要領 (法務省・出入国在留管理庁)

(職業生活、日常生活、社会生活の支援に関する基準事項)

●特定の分野に係る運用要領別冊

(法務省・分野所管行政機関)

(分野ごとの制度上の運用に関する重要事項等)

11

#### 張建紅行政書士事務所

## 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する 基本方針(改正出入国管理及び難民認定法第2条の3)

1 制度の意義に関する事項 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取 組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦 力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

#### 2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

→特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な 状況にあるため,外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(特定産業

→人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう, 必要な措置 を講じるよう努める

➤受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

#### (※) 分野所管行政機関が 定める試験等で確認 3 求められる人材に関する事項 相当程度の知識又は経験を必要 熟練した技能(※) ある程度日常会話ができ、生活 に支障がない程度を基本とし、業 務上必要な日本語能力(※) 在留期間 通算で5年を上限 在密期間の事新が必要 家族の帯同 基本的に不可 可能

#### 4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

- ➤ 国内における取組等 法務省,厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者 (ブローカー)等の排除の徹底
- ★国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を 講じる

人手不足状況の変化等への対応

- 〇分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、 制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において,分野別運用方針の見直し,在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討
- 〇向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➤治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把 握に努めるとともに、必要な措置を講じる

#### 5 制度の運用に関する重要事項

≥1号特定技能外国人に対する支援

生活オリコンテンション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の低いに係る支援 転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談、紹介を実施 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➤基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

22

## 制度概要 ①在留資格について



○ **特定技能1号:**特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向

けの在留資格

○ 特定技能2号:特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野:介護,ビルクリーニング,素形材産業,産業機械製造業,電気・電子情報関連産業,

(14分野) 建設,造船・舶用工業,自動車整備,航空,宿泊,農業,漁業,飲食料品製造業,外食業

(特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可)

#### 特定技能1号のポイント

在留期間:1年,6か月又は4か月ごとの更新,通算で上限5年まで

- 技能水準:試験等で確認(技能実習2号を修了した 外国人は試験等免除)
- 日本語能力水準:生活や業務に必要な日本語能力を 試験等で確認(技能実習2号を修了した外国人は試験 等免除)
- 家族の帯同:基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

#### 特定技能2号のポイント

○ 在留期間:3年,1年又は6か月ごとの更新

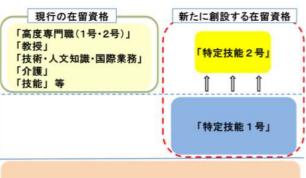
○ 技能水準:試験等で確認

○ 日本語能力水準: 試験等での確認は不要

○ 家族の帯同:要件を満たせば可能(配偶者,子)

受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

# 【就労が認められる在留資格の技能水準】



「技能実習」

1

## 張建紅行政書士事務所

専門的·技術的分野

# 新たな外国人材受入れに関する政省令の骨子



#### 1 新たに設ける省令(2省令)

#### ① 特定技能基準省令

- 〇 受入れ機関が外国人と結ぶ雇用契約が満たすべき基準
- ・ 報酬額が日本人が従事する場合の額と同等以上であること
- ・ 一時帰国を希望した場合、休暇を取得させるものとしていること
- ・ 外国人が帰国旅費を負担できないときは、受入れ機関が負担するととも に契約終了後の出国が円滑になされる措置を講ずることとしていること
- 〇 受入れ機関自体が満たすべき基準
  - ・ 労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
- ・1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的 に離職させていないこと
- 1年以内に受入れ機関の責めに帰すべき事由により行方不明者を発生 させていないこと
- ・ 欠格事由(5年以内に出入国・労働法令違反がない等)に該当しないこと
- ・ 報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
- ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があり、かつ、役職員の中から、支援責任者及び支援担当者を選任していること(兼任可) 等(\*)
- ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施することができる体制を有していること(\*)
- ・ 支援責任者等が欠格事由に該当しないこと(\*) など (注)上記のうち\*を付した基準は、登録支援機関に支援を全部委託する場合には不要
- 〇 支援計画が満たすべき基準
  - ※ 基本方針記載の支援の内容を規定

#### ② 分野省令

○ 受入れ分野,技能水準※分野別運用方針を反映させた形で規定

- 2 既存の省令の改正(2省令)
- ① 上陸基準省令
- 〇 外国人本人に関する基準
  - ・ 18歳以上であること
  - ・ 健康状態が良好であること
  - ・ 保証金の徴収等をされていないこと
  - ・ 送出し国で遵守すべき手続が定められている場合 は、その手続を経ていること
  - 特定技能1号:必要な技能水準及び日本語能力水準 (注)技能実習2号を良好に修了している者は試験を免除
  - 特定技能2号:必要な技能水準

など

#### ② 出入国管理及び難民認定法施行規則

- 〇 登録支援機関の登録に関する規定等
- ・ 支援責任者及び支援担当者が選任されていること(兼 任可)
- ・ 中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った実績があること等
- ・ 外国人が十分理解できる言語で支援を実施すること ができる体制を有していること など
- 〇 受入れ機関の届出事項等
- 〇 その他
- ・ 特定技能1号の在留期間は通算で5年
- 1回当たりの在留期間(更新可能)は、
  特定技能1号 1年,6か月又は4か月
  特定技能2号 3年,1年又は6か月 など
- (注) 新たな外国人材受入れに関する政令としては、登録支援機関の登録手数料額(登録時2万8,400円,更新時1万1,100円)、登録支援機関の登録拒否事由に関する規定の整備 1



在留状況が悪い(出席率ゼロ、単位ゼロ)

留学生の年金免除手続き

入管法の届出等の義務を履行

仮面浪人等々

### 張建紅行政書士事務所



# 特定技能の在留資格者となるのは

- 1 新規来日
- 2 技能実習生
- 3 留学生等の中長期在留者

#### 「特定技能」に関する二国間取決め(MOC)の概要



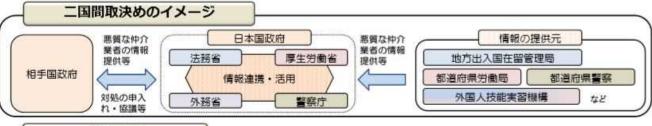
#### 二国間取決めのポイント

#### ○ 情報共有

特定技能外国人の円滑かつ適正な送出し・受入れの確保等のために必要又は有益な情報を速やかに共有する。この情報には、特定技能外国人に係る求人・求職に関与する両国内の機関による以下の行為に関する情報を含む。

●保証金の徴収,違約金の定め,人権侵害行為,偽変造文書等の行使及び費用の不当な徴収等 ○ 問題是正のための協議

定期又は随時に協議を行い,本制度の適正な運用のために改善が必要と認められる問題の是正に 努める。



#### 署名状況

(合和元年8月30日現在,太字は総合的対応策でMOCを作成する旨が示された国)

署名済み: フィリピン(3/19), カンボジア(3/25), ネパール(3/25), ミャンマー(3/28) モンゴル(4/17), スリランカ(6/19), インドネシア(6/25), ベトナム(7/1文書交換) バングラデシュ(8/27)

#### 張建紅行政書士事務所



## 特定技能試験について

1、受験資格(退学・除籍は除外)

特定技能の在留資格に関し、退去強制令書の円滑な執行 に協力しない外国政府等の国籍を有する者

イラン・イスラム共和国

. 1711/ \_

「特定活動(日本料理海外普及人材育成事美

「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」

「特定活動(製造業外国従業員受入促進事業、イラン

「特定活動(インターンシップ)」

「特定活動(外国人起業活動促進事業)」

「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」



# 特定技能試験について

- 1、受験資格(退学・除籍は除外)
- 2、在留資格「特定技能」についての問い合わせ先(入管HP) 分野別に官署名・住所担当部署・連絡先の記載あり
- 3、分野別のHP (担当官署)へ
- 4、試験実施要領、学習テキスト、申し込み(試験外括団体HP)
- 5、合格発表(2、3週間後):証明書発行
- 6、受け入れ先(協議会・ハローワーク等)
- 7、変更申請時期(会社側次第)

張建紅行政書士事務所

19



張建紅行政書士事務所



# 特定技能1号(介護分野)2019年4月~)

1号特定技能外国人の人数枠は、事業所単位で、日本人 等の常勤の介護職員の総数を超えないこととされています。 日本人「等」については、告示に あるとおり、次に掲げる外 国人材が含まれます。

- ①介護福祉士国家試験に合格したEPA介護福祉士
- ② 在留資格「介護」により在留する者
- ③ 永住者や日本人の配偶者など、身分・地位に基づく在留資格により在留する者

# 介護日本語評価試験 人数制限

21

#### 張建紅行政書士事務所



# 介護: (2017年9月1日~施行)

#### (1)介護の在留資格に該当する範囲

ア 介護福祉士の資格を有する者が,本邦の病院,介護施設等で入浴,食事の介助等の介護業務全般を行う活動が該当し.ケアプランの作成等も含まれる。

イ 在留資格「介護」においては、活動場所は必ずしも介護施設等に限定されるものではなく、訪問介護も可能であり、介護対象者の範囲も老人介護に限らないが、要介護者本人や、その家族との契約に基づいて行う活動は、ここにいう本「邦の公私の機関との契約」には該当しない。

#### (2)用語の意義

ア 介護福祉士とは、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護啄(疾吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの厚(生労働省令で定めるものに限られる。)を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう第(2の1参照。)イ「介護の指導」とは、資格を有しない者が行う食事、入浴、排継の介助等の介護業務について指導を行うことや、要介護者に対して助言を行うことを指し、教員の立場で、生徒に対し介護の指導を行う場合はこれには該当しない。



# 介護福祉士登録証(写し)

本邦の介護福祉士養成施設の卒業証明書

23

#### 張建紅行政書士事務所

社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律 (平成19年法律第125号)(以下「新法」という。)の施行 により、平成29年4月1日から介護福祉士養成施設卒業 者も介護福祉士となる(介護福祉士登録を受ける)には 介護福祉士試験に合格しなければならない(新法第39 条)こととなりました。

新法の施行(2017年4月1日)から2022年3月31日まで に介護福祉士養成施設を卒業した者については、介護 福祉士試験に合格しなくても(不合格又は受験しなかっ た者)、卒業年度の翌年度から5年間は介護福祉士とな る資格を有する者とする経過措置が設けられています。



- 5 介護福祉士の登録の消除(改正法附則第6条の2)
- (1)資格登録有効期限(5年経過日)に介護福祉士の登録は効力を失い(4の者を除く、)、資格登録有効期限の翌日付けで介護福祉士の登録は消除されます。

介護福祉士の登録の効力を失ったときは、資格登録有効期限から14日以内 に、試験センター登録部に介護福祉士登録証を返納しなければなりません。

(2) 現に介護福祉士として就労している者は、直ちに事業主等に資格登録の効力 を失った旨を告知し、「サービス提供体制強化加算」など算定要件を満たさな い届出が行われないよう注意してください。

25

#### 張建紅行政書士事務所



- 4 資格登録有効期限の解除 (改正法附則第6条の2、第6条の3)
- (1)①資格登録有効期限までに介護福祉士試験に合格する、又は②介護福祉士養成施設卒業年度の翌年度の4月1日から5年間継続して社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する介護等の業務に従事したことを試験センター登録部に届け出る、ことにより試験センター理事長名による「資格登録有効期限解除通知書」が送付され、介護福祉士の登録は資格登録有効期限の翌日以後も有効となります。ただし、登録事項(登録証に記載されている「改正法附則第6条の2第1項該当年月」)に変更はありません。
- (2) (1) の②については、5年間の全ての従業先の事業主等が証明した 「介護等業務従事証明書」※を試験センター登録部に届け出る必要があるため、 使用者の協力が不可欠です。
  - ※ 従業期間が連続して1,825日以上かつ従事日数が通算900日以上



# 2017年4月1日~2022年3月31日までの卒業生(特例)

- ①特例で5年間を継続的に働く
- ②5年間の実務経験で資格を取得する
- ③業務期間が連続して、1825日以上かつ 従事日数が通算900日以上

27

## 張建紅行政書士事務所



# 介護と技人国

大学等において修得した介護学等の知識 この知識を生かして,介護サービスの利用相談等の業務に 従事する場合に,在留資格「技術・人文知識・国際業務」を決 定している例がある。

介護施設等で入浴,食事の介助等の介護業務を行うことは 在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当しない。 なお,介護福祉士の資格を有する者がケアマネージャーとし ての業務に従事する場合は,在留資格「介護」に該当する。 経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア、フィリピン人看護師等の受入れ (2017年8月 31日まで)

# イ 特定活動告示17号,21号及び28号(就労コース)

これらは、2国間の経済連携協定(EPA)に基づき、介護福祉士候補者として、本邦において介護業務を行いながら、介護福祉士国家試験の合格を目指す(介護福祉士国家試験に合格した後は、介護福祉士としての業務を行う)ことを目的としているものであるが、これらに該当する者は、本邦の介護福祉士養成施設を卒業していないことから、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士として登録したとしても、塞準に適合せず、在留資格「介護」の変更は認められない

## ウ 特定活動告示22号及び29号(就学コース)

これらは、2国間の経済連携協定(EPA)に基づき、介護福祉士候補者として、本邦の介護福祉士養成施設で学びながら介護福祉士国家試験の合格を目指す(介護福祉士国家試験に合格した後は、介護福祉士としての業務を行う)ことを目的としているものであり、これらに該当する者が本邦の介護福祉士養成施設を卒業し、介護福祉士国家試験に合格して介護福祉士の登録をした場合、基準に適合することとなるが、在留資格「介護」への変更を認めるか否かは、変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるかどうかを個別に審査して判断することとなる。

張建紅行政書士事務所

29